

工事請負契約におけるインフレスライド条項の運用について

大阪府では、下記のとおり、インフレスライド条項（建設工事請負契約書第 25 条第 6 項）を平成 26 年 4 月 1 日から運用することとしましたので、お知らせします。

1 インフレスライド条項のあらまし

適用対象工事の受注者は、インフレスライド条項の定めに基づき、残工事費の 1% を超える額について、賃金等の変動に対する請負代金額の変更を請求することができます。

2 適用対象工事

工期内に賃金水準の変更（本府の積算における公共工事設計労務単価の改定）がなされ、かつ、残工期が基準日*から 2 ヶ月以上ある工事を対象とします。

※ 基準日とは、スライド額算出や出来形部分の確認等の基準となる日（請求があった日又は、請求日から起算して 14 日以内で発注者と受注者とが協議して定める日）をいいます。

3 請負代金額の変更

増額スライドの場合の請負代金額の変更額は、以下の式により行います。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとします。

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

P_1 ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P_2 ：変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出した P_1 に相当する額

($P = \sum (\alpha \times Z)$ 、 α ：当初契約の落札率、 Z ：発注者積算額)

4 手続

手続き等の詳細な事項は、本府の「[賃金等の変動に対する建設工事請負契約書第 25 条第 6 項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）](#)」をご覧ください。

5 適用日

平成 26 年 4 月 1 日から請求の受付をはじめます。

6 その他

請負代金額が変更された場合は、「[技能労働者への適切な賃金水準の確保について](#)」（平成 26 年 1 月 30 日付け国土入企第 28 号国土交通省土地・建設産業局長通知）の趣旨にのっとり、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応するようお願いいたします。